FP相談の現場ニーズに応えるライフプランソフト

LifeDesignManager

安心計画

お客様の建築資金の不安は、
「生涯のお金の話」でしか解決できません。

LifeDesignManagerは、
社内の営業スタッフが最も簡単に扱える
「ライフプランソフト」です。

優れたライフプランソフトはいろいろとあります。しかし、その多くがプロしか使えないものです。そしてお客様に伝える内容も小難しい話になりがちです。結果、既存のライフプランソフトの多くは、「小難しい内容ではお客様に伝わらない=お客様が興味を持って理解しようとしない」「スタッフが使いづらくて使わない=会社に定着しない」という現実を招いてしまっているのです。

カスタマーの声を徹底的に反映させた「ライフプランソフト」の完成形。

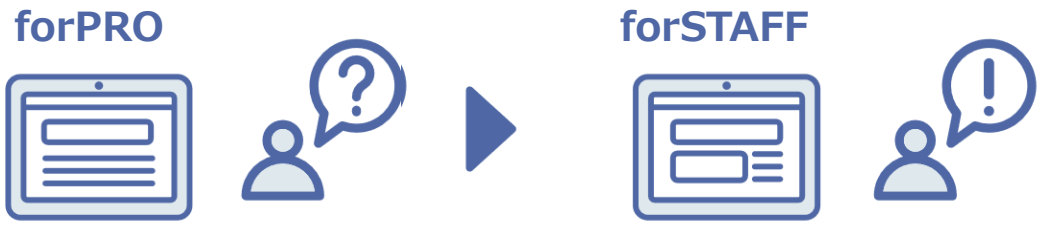

『分かりやすさ』と『使いやすさ』があって初めて、『伝わりやすさ』になる

一言でお金の話といいますが、保険、学費、生活費、税金などなど、紐解けばとても複雑です。そのためライフプランソフトにおいて大切なのは、「分かりやすさ」と「使いやすさ」。
「LifeDesignManager」は、お客様への「伝わりやすさ」を徹底的に追求し開発したライフプランソフトです。

FP相談の現場ニーズに応えるライフプランソフト

LifeDesignManager

お金の不安をとことん解消。
お客様との信頼を築き、
誰よりも頼られる住宅会社になれる

長らく景気が停滞している影響下において、住宅営業の現場ではお客様の資金面での不安解消が不可欠な時代になっています。この不安の解消は、老後までを含めた「お金」の話、つまり「ライフプラン」でしか解決できません。しかし、まだライフプランをしていない住宅会社様が多いのが現状です。

そして、よく聞かれることは…。

Q. ライフプランと資金計画の違いは？

資金計画とは、今検討中の住宅が「総額でいくらなのか」または「月々の支払いはいくらなのか」を算出するための計画にすぎません。ライフプランのメインは「支払いをしながらどのような生活になるか」を見せることです。
そして、支払えるか支払えないかではなく、生活費、貯蓄や老後資金、子どもの学費、趣味のお金などなど「生涯に必要となるお金」についてすべて数字で表すことで、ご家族がお金の不安なくその家で幸せに過ごせることを証明してあげるものです。

point!

Q. ライフプランをするのは当たり前ですか？

当たり前と言いたいところですが、そうではありません。恐らくやられていない会社の方が多いでしょう。しかし、あなたの商圏にはかならずライフプランをお客様に提案している会社はあるでしょう。そしてその会社では、お客様にこう言います「お客様の家づくりをお任せいただくのに、ライフプランの提案もしないというのは、無責任な会社だと思います…」。隣の工務店はライフプランの提案をしています。皆様の会社はライフプランをしていません。
どちらの会社が、お客様に優しい会社に感じられるでしょうか？

check!

CASHFLOW

老後資金まで見据えた将来設計をお客様にご提案。

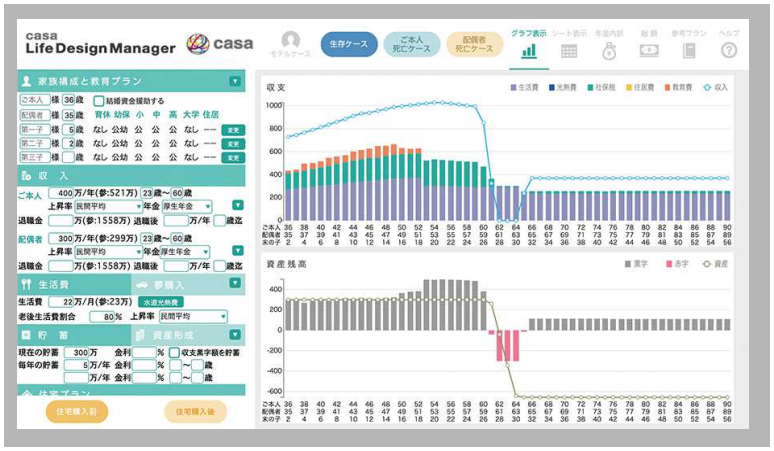

家族構成、教育費、収入、生活費から趣味のお金まで、様々なお金の情報を入力することで、お客様の生涯にわたるキャッシュフローを作成し、わかりやすくグラフとシートで表示が可能。社会保険料や税金の計算も自動で行います。
家族が生涯にわたって、家づくりにいくらのお金がつかえるかをわかりやすく解説してあげることができます。お客様からの信頼とともに家づくりのモチベーションを高め、早期購入を促すきっかけにもなります。

SIMULATION

簡単な数値を入力するだけで、住宅購入時期やローン比較、賃貸との比較などがすぐにわかる豊富なシミュレーションが行えます。

賃貸・持ち家比較　購入時期比較　住宅ローン（試算）　住宅ローン（比較）　住宅ローン（借り換え）　繰上返済

教育費　積立　必要保証額　贈与税　相続税　金融計算電卓

DOCUMENT&TRAINING &SUGGESTION

各種資料と用語集を整備、さらにお客様ごとに提案資料を作成可能。

ライフプラン解説

住宅にかかる費用だけでなく、出産子育ての費用、相続贈与などライフプランに関わるあらゆるお金についての考え方の資料がそのままご利用いただけます。

住宅にかかるお金の知識

新規購入から、ローンの借り換え、その他住宅購入にかかる資料がそのままご利用いただけます。住宅ローンの解説だけでなく、諸経費、贈与などさまざまな情報も掲載。

各種トレーニング

コンサルティングに必要な用語の内容を文章と図表で説明。また、毎年の税制改正のうち必要なポイントについても解説しています。

提案資料の作成が可能

ライフプランの解説、各種お金の情報、用語の説明などから、お客様に必要な情報を切り取って個別の提案書が作成できます。

導入研修を実施！

実際に営業で使える状態まで指導いたします！

「LifeDesignManager」の使い方やセールストークなどの営業方法を学習していただき、これまでファイナンシャルプランニングをしたことのない企業様でも、すぐに実施できるよう研修をご用意しております。

住宅FPアドバイスは住宅購入に関わる資金だけではなく、お客様のご家族の教育費や老後の資金などすべてを含めたライフプランを提案することで、お客様の信頼を得ることのできる営業手法です。
「LifeDesignManager」は、住宅を扱っている住宅・不動産会社様であれば誰でも使えるようになっており、新人の営業マンやアルバイトの女性スタッフでも簡単にご利用頂けます。さらに研修に参加いただくことで、より営業力やコンサルティング力の向上お役立ちいただけます。

WEB研修

基本研修

※現在はwebでの研修に変更しております。

※導入研修はカーサ・プロジェクト株式会社が実施いたします。

+コンサルティングメニュー
～＋consulting　menu～

導入前に導入計画・教育計画の策定など詳細をあらかじめ決めておくことが社内定着の第一要素です。
導入しても『社内活用されない』ことがないようにコンサルティングメニューで定着までとさらに社内の教育担当育成まで支援します。

導入コンサルティング（スタンダード）6ヶ月

Webミーティング6回（月1回）
第1回ライフプランの意義と効果
第2回セールススキームの標準化
第3回初回接客からライフプランへの誘導
第4回ライフプランの事前準備
第5回ライフプラン後の顧客対応
第6回オンラインライフプランのやり方
・ライフプランシミュレーションロールプレイ3回（2ヶ月に1回）
・電話・メール・チャットにて相談受付。web面談フォロー

導入コンサルティング（プレミアム）12ヶ月

Webミーティング6回（ 2ヶ月に1回）
第1回ライフプランの意義と効果
第2回セールススキームの標準化
第3回初回接客からライフプランへの誘導
第4回ライフプランの事前準備
第5回ライフプラン後の顧客対応
第6回オンラインライフプランのやり方
社内教育担当選任教育プログラム・個別研修
（上記6回メニューを個別指導）
・ライフプランシミュレーションロールプレイ6回（2ヶ月に1回）
・電話・メール・チャットにて相談受付。web面談フォロー

※導入コンサルティングはカーサ・プロジェクト株式会社が実施いたします。

LifeDesignManager　価格

導入費用（ソフトウェア本体）	７００，０００円（税抜）
ライセンス費用 ※５ユーザーまで　　月額 ２５，０００円（税抜） ※１０ユーザーまで　月額 ３０，０００円（税抜） ※１１ユーザー以降は別途相談	年額３００，０００円（税抜） 年額３６０，０００円（税抜）
導入コンサルティング費用 （導入・運用サポート：スタンダード）※6ヶ月 （導入・運用サポート：プレミアム）　※12ケ月 ※導入前分析、導入詳細設計、 研修・教育・運用支援導入コンサルティング費用	３００，０００円（税抜） ６００，０００円（税抜）

詳細なご説明をご希望の方はお気軽にご連絡ください。

092-475-1751　　**contact@anshin.co.jp**

動作環境

OS	iOS10.0以上、Windows7.0以上、Android7.0以上
ブラウザ	MicrosoftEdge、InternetExplorer(10以上)、Chrome、iPadSafari
ブラウザ設定	Cookieを受け入れる許可が必要PDF閲覧ソフトが必要JavaScriptの実行の許可が必要 ポップアップブロックの許可が必要
対応端末	iPad第三世代以上、iPadmini、Windowsタブレット、Andoroidタブレット ※一部オプションにはネットワーク（4G、LTE、WiFi）環境が必要となります。

安心計画

福岡本社
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前3-22-8
朝日生命博多駅前ビル8階
TEL 092-475-1751
FAX 092-413-6378

東京本社
〒140-0002
東京都品川区東品川2-2-20
天王洲オーシャンスクエア15階
TEL 03-6459-0408
FAX 03-6459-0409

名古屋支店
〒460-0008
名古屋市中区栄2-8-12
伏見KSビル5階
TEL 052-218-6588
FAX 052-218-6589

«利用規約»

ご登録企業（以下「甲」という）と、カーサプロジェクト株式会社（以下「乙」という）とは、以下の通り「アプリケーションの使用に関する規約」（以下「本規約」という）を約束する。

第１章　使用許諾

第１条 （目的）

本規約は、アプリケーション「casa Life　Design　Manager」（以下「本アプリ」という）について、乙が甲に使用を許諾するために必要な権利義務関係を定めるものとする。

第２条 （本規約の期間）

本規約の有効期間は登録申込書の通り、ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも相手方に対して本規約を更新しない旨の書面による通知がないときは、同一条件にて１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第３条 （使用許諾条件）

1.乙は甲に対し、本アプリを甲の日本国内の本店・支店の事業に供する目的のみに使用するための譲渡不能の非独占的使用権を許諾し、甲は乙に対し、使用の対価を支払う。

２.甲は、本アプリを逆コンパイル、逆アセンブル若しくは解析してはならないものとする。

３.甲は、本規約に基づく使用権につき再使用権を設定してはならない。

第４条 （第三者の権利侵害）

1.甲は、本アプリの使用について著作権その他の知的財産権を侵害しているという主張（以下「侵害クレーム」という）を第三者から受けた場合、直ちに乙に通知する。

2.甲は、訴訟費用及び合理的な弁護士費用を含む費用を負担し、責任をもって第三者による侵害クレームを解決するものとする。また第三者による侵害クレームによって、甲による本アプリの全部又は一部の使用に対して差止命令が求められ、またこれが下された場合であっても、乙は使用停止にかかる損害賠償責任を負わないものとする。

3.前項にかかわらず、第三者による侵害クレームによって甲に損害が生じた場合で乙に帰責事由があるときは、乙はこれを賠償するものとする。

4.本条の効力は、本規約が終了した後も永続するものとする。

第５条 （使用許諾料）

本アプリの使用許諾料は本アプリ使用開始日をもって支払いが開始するものとし、詳細は別に締結する「使用許諾料に係る覚書」（以下「覚書」という）にて定めるものとする。

第２章 使用条件

第１条 （使用開始）

甲は覚書にて定めるアプリ使用開始日から本アプリの使用を開始することができるものとする。

第２条 （使用の手順）

甲の端末への本アプリの搭載は、以下の方法でなされるものとする。

①甲は、乙より指定された URL に甲の端末でアクセスすること又はその他の方法により、本アプリを甲の端末にダウンロードする。

②甲は、本アプリが甲の端末に搭載された後、１０日以内に、搭載された本アプリが良好に稼働するか否か検査を行い、乙に通知する。

③前号の検査期間中に甲から乙に通知がなされないときは、同期間の経過をもって甲の検査が完了したものと見做す。

第３条 （追加機能等のカスタマイズ）

1.甲は乙に対し、搭載する又は搭載済みの本アプリについて、追加機能又は追加コンテンツ開発などのカスタマイズを有償にて委託することができるものとする。

2.本アプリのカスタマイズが甲の都合または要望による場合、カスタマイズ費用は甲の負担とする。

第４条 （使用条件）

1.甲は、本アプリ使用者に本規約の規定を遵守させなければならず、また、これらの者の行為について、一切の責任を負う。

2.本アプリを本規約の規定に従って使用するために必要となる、コンピュータ、通信機器、電話回線その他の機器類、並びに第三者のソフトウェアの使用権は、甲の責任と費用負担のもとで調達され、維持管理されるものとし、乙はこれらの機器類及び第三者のソフトウェア等の調達及び使用に関して、一切の責任を負わない。

第５条 （責任の範囲）

1.本アプリに含まれる情報に誤りがあった場合には、甲は乙にその旨を連絡するものとする。

2.前項の場合における是正及び訂正のための合理的な範囲内の費用は、乙の負担とするが、乙の責任は、当該費用の負担に限定される。

3.甲が本アプリを本規約に違反して使用していた場合等、甲の責に帰すべき事由により乙又は第三者に損害が発生した場合には、甲はその損害を賠償するものとする。

第６条 （責任の制限）

1.第１章第４条及び第２章第５条にかかわらず、本アプリの不具合又は第三者の甲に対する侵害クレームが、下記のいずれかの事由に基づく場合、又は甲による本規約違反を構成する行為に起因する等、甲の責に帰すべき事由による場合には、乙は甲に対して、本規約第１章第４条及び第２章第５条に基づく責任を負わないものとする。

①本アプリが、乙によって提供されていない装置又はソフトウェアとともに使用されたこと。

②本アプリが、乙によって指定された環境以外の環境下で使用されたこと。

③本アプリが、乙以外の者によって改変されたこと。

2.本規約第１章第４条及び第２章第５条の規定は、本アプリに関する乙の一切の責任を規定したものであり、乙は、その理由及び法的根拠の如何に拘わらず、甲に対してこれ以外の責任を負わない。また、乙はいかなる場合であっても、特別損害、間接的損害、又は二次的損害については、責任を負わないものとする。

第７条（終了時の取扱い）

本規約が終了した場合には、甲は、直ちに本アプリの使用を中止しなければならない。また、甲は、乙の指示に従って、本件アプリ並びにその全ての複製物を破棄し、その旨を確認した報告書を、乙に提出しなければならない。

第３章 一般契約条項

第１条 （第三者の権利侵害に対する法的措置）

甲は、第三者が本アプリについて認められる著作権その他の知的財産権を侵害する行為を行っていることを認識した場合には、速やかに、その旨を乙に通知し、乙が第三者に対して必要と認める措置をとる際には、これに協力するものとする。

第２条 （権利帰属）

甲は、第２章第３条に定めるカスタマイズ部分を含む本アプリ並びにこれらのものの商標及びロゴ・マークに対する一切の財産的及び人格的権利が株式会社ノースアイランドに帰属することを確認し、その権利を侵害し、又は、侵害する恐れのある一切の行為を行わないことに同意する。

第３条（譲渡）

甲は、乙の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約上の権利・義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、第三者に引き受けさせ、又は、担保の用に供してはならない。

第４条 （通知を要する事項）

本規約の各条項で定める他、以下各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、甲は乙に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

①合併、会社分割、株式譲渡、その他実質的に甲の経営主体が変わるとき。

②本章第６条第２項に定める事由に該当するおそれがあるとき。

第５条　（秘密情報）

１．本規約において「秘密情報」とは、本規約に基づき知り得た相手方の秘密情報及び個人情報保護法に定める個人情報をいう。ただし、①開示時において公知のもの、②開示後受領者の責めによらず公知となったもの、③受領者が独自に開発したもの、または④正当な権限を有する第三者から受領者が秘密保持義務を課されることなく入手したものは秘密情報から除くものとする。

２．受領者は、開示者から入手した秘密情報を本規約の履行の為にのみ使用するものとし、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・公表・持ち出し等してはならない。

３．前項の規定にかかわらず、受領者は、官公庁・裁判所・捜査当局、その他公的機関等から法令等に基づいて開示を求められた場合、これらの機関等に対して秘密情報を開示できるものとする。この場合、法令等で許容されているときは、事前に開示の事実を開示者に通知するものとする。ただし、事前の通知が不可能である場合は、事後遅滞なく開示者に通知するものとする。

４．受領者は、次の場合において、秘密情報の記載された書面、電磁的記録媒体及びそれらの複製物を、開示者に対し遅滞なく返却し、又は自ら廃棄しその旨を開示者に書面で報告するものとする。

①本規約終了時

②本規約有効期間内において、相当の理由により開示者から求められた時

５．本条の効力は、本規約が終了した後も、永続するものとする。

第６条　（契約解除）

１．甲又は乙は、相手方に対して、１ヶ月前までに書面で通知することにより、本規約を解除することができるものとする。

２．甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本規約を解除できるものとする。

①支払停止、支払不能、手形又は小切手が不渡りとなったとき

②甲又は乙が租税公課を滞納して、保全差押を受けたとき

③差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき

④破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき

⑤解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

⑥本規約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後１４日以内にこれを是正しないとき

⑦法令又は所属団体の各種規則等に重大な違反をした場合、又は反社会的勢力と関与する等、社会的信用を損なう行為をしたとき

⑧監督官庁からの相当期間の営業停止又は営業登録取消し等の処分を受けた場合

⑨資産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

⑩前各号の他、本規約に基づく取引の継続を著しく困難とする事由が生じた場合、前各号に準じる事由が生じた場合、又はその虞があると認められる場合

第７条　（契約内容の変更）

本規約は、両当事者の合意により、両当事者の代表者又は正当に本人から権限を与えられた代理人の署名（又は記名押印）のある、合意の日付及び合意が発効する日付を明確に表示した書面によってのみ、変更可能とする。

第８条　（最終合意確認）

甲及び乙は、本規約に規定された事項が当事者間の完全な最終合意を構成するものであり、本規約締結以前の甲乙間のすべての合意、了解、協議事項等（口頭によるものも含む）で本規約と相反するものは、その効力を失うことを確認する。

第９条（準拠法・裁判管轄）

１．本規約は、日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されるものとする。

２．本規約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１０条（協議）

本規約に定めなき事項又は契約の履行に関し疑義を生じた場合には、両当事者が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。